

パソコンのインターネット使用中、突然の警告音！

パソコンでインターネットを使っていたら、突然「ウイルスに感染した。」と表示が出て、大きな警告音が鳴った。鳴り止まないの表示されていた電話番号に電話すると、「ウイルスソフトは入れているか？」と聞いてきた。「入れている。」と答えると「パソコンの動きが悪くなっているだろう。遠隔操作で早くすることができる。」と言われ、そうしなければならぬと思い承諾した。サポート料金は半年間で300ドルと言われ、クレジットカード番号を伝えた。しかし、後日家族に話すと「おかしい。」と言われた為払いたくない。

▼ウェブサイトに広告が表示される仕組みを用いて、ニセの警告画面を広告として表示させていると考えられます。インターネットでウェブサイトを閲覧していれば誰でも遭遇する危険があります。

▼絶対に電話はしないこと。画面を閉じるだけで警告音は消えます。画面が消せない場合はブラウザ強制終了をするか、パソコンを再起動しましょう。

▼お金を支払ってしまった場合は、契約を解除する必要があります。すぐに消費生活センターへ相談しましょう。



出前講座のご案内

消費生活相談員が皆さんの地域や団体の学習会などに出向いて、消費生活に関する暮らしに役立つ情報をわかりやすく講義します。費用は無料です。ぜひ、ご利用ください。

【テーマ例】

※終活セミナー

・今までの自分を見つめ直し、これからの人生を「より良く生きる」ためにエンディングノートの書き方、葬儀やお墓、墓じまい、遺言、相続などについて講義します。

※親子スマートフォン(パソコン)講座

・親子でスマートフォンなどのトラブルに遭わないために、家庭でのルール作りの方法、最近のトラブル事例、トラブルに巻き込まれてしまったときの対処法などについて講義します。

※賢い消費者になるために

・知っておきたい消費者知識についてや悪質商法に遭わないために相談事例をあげて講義します。

※インターネットトラブルの対策について

※クレジットカード時代の落とし穴について

※その他、「リアルな消費者情報(チラシ等)が欲しい。」「家族・ご近所に役立つ消費・犯罪防止情報が欲しい。」など講義内容は、ご相談いたします。

【形式】講義形式、意見交換会など少人数から大人数まで対応可能

【費用】無料【時間】15分～2時間まで

※随時お申込み受付中です。

●詳細はお気軽に下記までお問い合わせください。

富里市 市民経済環境部 商工観光課 商工振興班

☎ 0476-93-4942



消費生活 センターだより

富里市消費生活センター
〒286-0292
富里市七栄652-1富里市役所分庁舎2階
電話 0476-93-5348
【第16号】平成31年3月編集・発行

消費生活センターでは、衣・食・住など消費生活全般に関する商品・サービスへの苦情や相談について、専門の相談員が公正な立場で問題解決へのお手伝いをしています。相談は無料で、秘密は厳守します。



マスコットキャラクター
とみリン

消費者行政に関する市長表明

近年、私たち消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。

新しい商品やサービスが登場し、私たちの生活は便利で豊かになる一方、消費生活に関する問題は多様化しています。

また、架空請求の手口や様々な悪質商法の手口、リコール商品など、消費生活情報が各メディアを通して日々発信されており、関心がさらに高まっている様子がうかがえます。

富里市では、国の消費者行政活性化基金等を活用し、消費生活センターにおける相談体制の整備など、消費者行政の充実を図ってまいりました。

その他、市の行事での啓発活動、富里市消費者行政推進連絡協議会との共催による、消費者イベントの開催、各地域、各小中学校での出前講座の開催など様々な啓発活動を実施しております。

市民の皆様が安心して安全な暮らしができる地域社会づくりを目指し、消費者被害を防ぐ見守り体制を強化し、今後も消費者行政に力強く取り組んでまいります。



富里市消費生活センター

☎0476-93-5348(相談専用)

※消費者として、不安や疑問を感じたら、まずはセンターへご相談ください。

場 所:富里市役所 分庁舎2階(商工観光課隣り)

相談日:月曜～金曜日(祝日・年末年始除く)

時 間:9時30分～12時, 13時～16時まで

《FAXによる相談受付について》

専用の相談受付用紙にてFAX後、センターから折り返しご連絡させていただきます。

FAX:0476-93-2101

※FAXでは相談の受付のみとなっております。詳しくは相談窓口にお問合せください。



(消費者庁イラスト集より)

～平成30年度 富里市内の事例～

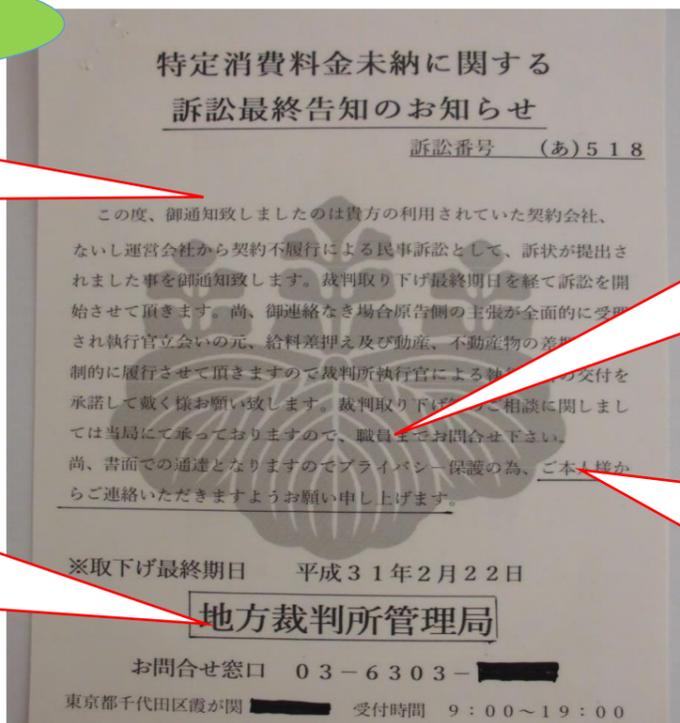
こんなハガキ届いていませんか？

市内ではここ数年、架空請求ハガキが送付されており、内容も常に変化しています。

パターン①

「訴訟」「最終告知」等の言葉を使って焦らせる

裁判所をかたる架空請求が増加中



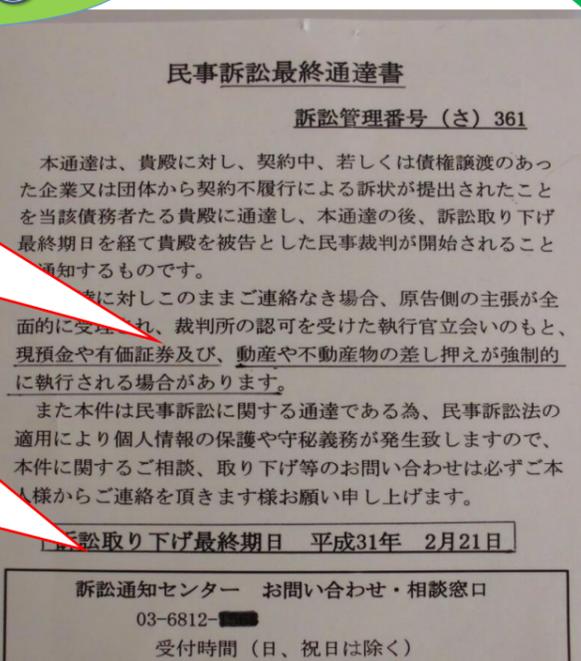
公的機関を連想させるマーク入り

本人が連絡するように仕向ける

パターン②

「差し押さえ」「強制」等の言葉を使って焦らせる

取り下げる期間を短く設定し、焦らせる



裁判所からの通知を見分ける方法

裁判所から送られる正式な訴状の送達には、以下のよう特徴があります。

- ① 訴状が郵便受けに投函されることや、ハガキで送られることは決してありません。
- ② 郵便局員が宛名人に手渡すのが原則で、受取の際に「郵便送達報告書」への署名又は押印が求められます。

このような身に覚えのない架空請求ハガキが届いたら、至急、富里市消費生活センターへご相談ください！

「物干し竿 2本で千円」のはずが・・・ 移動販売に注意！

「物干し竿2本で千円。」とトラックが巡回してきた。呼び止めて購入の意思を伝えると、古い物干し竿を断りもなく半分に折り、トラックに片づけてしまった。

安い物干し竿を購入しようとしたところ、「この物干し台には長さが合わない。」と言いトラックに積んであった物干し竿を切って「2本で6万円。」と請求してきた。驚いて抗議したが、「長さを合わせて切ったからキャンセルできない。」と強要してきた。それでも購入を断ると、「カットした長さ分と値引きで5万円に値下げする。」と言ってきたので、仕方なく購入した。

その後、どうしても納得できず領収書に記載された電話番号に電話したが使われていない番号で、住所も実在しなかった。

▼物干し竿の移動販売では、市価の数倍もの金額を請求し、威圧的な態度で支払いを強要するケースなどが見られます。

▼移動販売は訪問販売にあたりクーリングオフが出来るケースがほとんどですが、領収書の連絡先が架空であったり、領収書が未発行の場合は、業者との返金交渉が極めて困難です。車のナンバーだけでも控えるようにしましょう。

▼購入前に価格をしっかりと確認し、納得できない場合は、きっぱり断りましょう。

▼すごまれて恐怖を感じた場合は、近所の人や警察に助けを求めましょう。



注文した覚えのない荷物が届き、受け取ってしまった！

注文した覚えがない荷物が大手通販モールから届いた。受取人に記載されている私の氏名と住所、携帯電話番号が合っていたので受け取った。受け取った後、注文していないことに気付いた。まだ、開封していないが、どうしたら良いか？

▼一方的に送り付けられただけでは、代金の支払いも返送の必要もありません。

▼「特定商取引に関する法律」に基づき、商品が送られてきた日から14日間(商品の引き取りを販売業者に請求したときは、その日から7日間)を経過すれば自由に処分できます。

▼ただし、保管期間中に商品を使用した場合は、購入を承諾したとみなされ代金を支払わなくてはならないことになるので注意が必要です。

▼代金引換で届くこともありますが、支払ってしまうと返金交渉が困難です。申込者が不明なものは「受取保留」にし注文した人がいるのかを確認しましょう。誰も申し込んでないとわかった場合は「受取拒否」をしましょう。普段から家族内で注文内容等を確認しておくことも大切です。

